

議案第29号

目黒区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月19日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区印鑑条例の一部を改正する条例

目黒区印鑑条例（昭和50年3月目黒区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第20条中「個人番号カード」を「次に掲げるもの」に改め、「入力すること」の次に「その他の規則で定める方法」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）
- (2) 移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した同項に規定する電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 多機能端末機による印鑑登録証明の申請方法を拡充するため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。